

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

茅ヶ崎市教育委員会教育長 青 柳 和 富

茅ヶ崎市教育委員会規則第 5 号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 1 4 年茅ヶ崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第 2 4 条、附則第 2 項、第 3 項、第 7 項関係）

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 1 0 年未満	1 0 年以上 1 5 年未満	1 5 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上 2 5 年未満	2 5 年以上
平成 2 年 1 0 月 1 日から平成 3 年 3 月 3 1 日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 6 2	1. 5 1	1. 4 7	1. 3 6	1. 2 3	1. 1 3
	学校薬剤師の 率	1. 8 7	1. 7 1	1. 4 7	1. 3 9	1. 2 6	1. 1 4
平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 3 1 日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 4 5	1. 4 6	1. 4 2	1. 3 1	1. 1 9	1. 1 0
	学校薬剤師の 率	1. 6 6	1. 6 3	1. 4 2	1. 3 4	1. 2 2	1. 1 0
平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 3 1 日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 3 6	1. 3 9	1. 3 6	1. 2 7	1. 1 6	1. 0 7
	学校薬剤師の 率	1. 5 4	1. 5 2	1. 3 5	1. 2 8	1. 1 8	1. 0 7
平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 3 1 日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 3 1	1. 3 4	1. 3 3	1. 2 4	1. 1 3	1. 0 4
	学校薬剤師の 率	1. 4 7	1. 4 6	1. 3 0	1. 2 5	1. 1 5	1. 0 4

平成6年4月1 日から平成7年 3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 8	1. 3 2	1. 3 0	1. 2 1	1. 1 1	1. 0 3
	学校薬剤師の 率	1. 4 4	1. 4 3	1. 2 7	1. 2 2	1. 1 3	1. 0 2
平成7年4月1 日から平成8年 3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 6	1. 3 0	1. 2 8	1. 2 0	1. 1 0	1. 0 1
	学校薬剤師の 率	1. 4 2	1. 4 1	1. 2 6	1. 2 1	1. 1 1	1. 0 1
平成8年4月1 日から平成9年 3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 9	1. 2 0	1. 1 8	1. 1 0	1. 0 4	0. 9 9
	学校薬剤師の 率	1. 4 5	1. 3 8	1. 2 7	1. 1 9	1. 1 0	1. 0 1
平成9年4月1 日から平成10 年3月31日ま で	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 8	1. 1 8	1. 1 6	1. 0 8	1. 0 3	0. 9 8
	学校薬剤師の 率	1. 4 3	1. 3 6	1. 2 5	1. 1 7	1. 0 9	1. 0 0
平成10年4月 1日から平成1 1年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 7	1. 1 7	1. 1 5	1. 0 7	1. 0 2	0. 9 8
	学校薬剤師の 率	1. 4 2	1. 3 5	1. 2 4	1. 1 6	1. 0 8	1. 0 0
平成11年4月 1日から平成1 2年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 6	1. 1 6	1. 1 4	1. 0 7	1. 0 2	0. 9 8
	学校薬剤師の 率	1. 4 2	1. 3 4	1. 2 3	1. 1 6	1. 0 7	0. 9 9
平成12年4月 1日から平成1 3年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 6	1. 1 6	1. 1 4	1. 0 7	1. 0 2	0. 9 8
	学校薬剤師の 率	1. 4 2	1. 3 4	1. 2 3	1. 1 6	1. 0 7	0. 9 9
平成13年4月 1日から平成1 4年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 2 6	1. 1 6	1. 1 4	1. 0 7	1. 0 2	0. 9 8
	学校薬剤師の 率	1. 4 2	1. 3 4	1. 2 3	1. 1 6	1. 0 7	0. 9 9

平成14年4月 1日から平成15年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.26	1.16	1.14	1.07	1.02	0.98
	学校薬剤師の率	1.42	1.34	1.23	1.16	1.07	0.99
平成15年4月 1日から平成16年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.29	1.19	1.12	1.09	1.04	1.00
	学校薬剤師の率	1.44	1.37	1.21	1.18	1.09	1.01
平成16年4月 1日から平成17年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.30	1.20	1.13	1.10	1.05	1.01
	学校薬剤師の率	1.45	1.38	1.23	1.19	1.11	1.02
平成17年4月 1日から平成18年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.30	1.20	1.13	1.10	1.05	1.01
	学校薬剤師の率	1.45	1.38	1.23	1.19	1.11	1.02
平成18年4月 1日から平成19年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.30	1.20	1.13	1.10	1.05	1.01
	学校薬剤師の率	1.45	1.38	1.22	1.18	1.11	1.02
平成19年4月 1日から平成20年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.29	1.19	1.18	1.15	1.14	1.11
	学校薬剤師の率	1.44	1.37	1.22	1.18	1.11	1.06
平成20年4月 1日から平成21年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.29	1.19	1.18	1.15	1.14	1.11
	学校薬剤師の率	1.44	1.37	1.22	1.18	1.11	1.06
平成21年4月 1日から平成22年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1.29	1.19	1.18	1.15	1.14	1.11
	学校薬剤師の率	1.44	1.37	1.22	1.18	1.11	1.06

平成22年4月 1日から平成23年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 29	1. 19	1. 18	1. 15	1. 14	1. 11
	学校薬剤師の 率	1. 44	1. 37	1. 22	1. 18	1. 11	1. 06
平成23年4月 1日から平成24年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 29	1. 19	1. 18	1. 15	1. 14	1. 11
	学校薬剤師の 率	1. 44	1. 37	1. 22	1. 18	1. 11	1. 06
平成24年4月 1日から平成25年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 35	1. 25	1. 28	1. 28	1. 26	1. 23
	学校薬剤師の 率	1. 51	1. 49	1. 33	1. 28	1. 21	1. 16
平成25年4月 1日から平成26年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 35	1. 25	1. 28	1. 28	1. 26	1. 23
	学校薬剤師の 率	1. 51	1. 49	1. 33	1. 28	1. 21	1. 16
平成26年4月 1日から平成27年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 29	1. 19	1. 18	1. 15	1. 14	1. 11
	学校薬剤師の 率	1. 27	1. 21	1. 13	1. 08	1. 05	1. 04
平成27年4月 1日から平成28年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 26	1. 17	1. 17	1. 14	1. 13	1. 11
	学校薬剤師の 率	1. 25	1. 20	1. 14	1. 10	1. 06	1. 05
平成28年4月 1日から平成29年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 25	1. 17	1. 17	1. 14	1. 13	1. 10
	学校薬剤師の 率	1. 24	1. 19	1. 14	1. 09	1. 06	1. 05
平成29年4月 1日から平成30年3月31日 まで	学校医及び学 校歯科医の率	1. 24	1. 16	1. 17	1. 14	1. 13	1. 10
	学校薬剤師の 率	1. 23	1. 19	1. 13	1. 09	1. 06	1. 05

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 2 3	1. 1 6	1. 1 6	1. 1 4	1. 1 3	1. 1 0
	学校薬剤師の率	1. 2 2	1. 1 8	1. 1 3	1. 0 9	1. 0 6	1. 0 5
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 2 2	1. 1 5	1. 1 6	1. 1 4	1. 1 3	1. 1 0
	学校薬剤師の率	1. 2 2	1. 1 8	1. 1 3	1. 0 9	1. 0 6	1. 0 5
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 2 2	1. 1 5	1. 1 6	1. 1 4	1. 1 3	1. 1 0
	学校薬剤師の率	1. 2 2	1. 1 8	1. 1 3	1. 0 9	1. 0 6	1. 0 5
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 2 2	1. 1 5	1. 1 6	1. 1 4	1. 1 3	1. 1 0
	学校薬剤師の率	1. 2 2	1. 1 8	1. 1 3	1. 0 9	1. 0 6	1. 0 5
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 2 1	1. 1 4	1. 1 6	1. 1 4	1. 1 3	1. 1 0
	学校薬剤師の率	1. 2 0	1. 1 6	1. 1 2	1. 0 9	1. 0 6	1. 0 5
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 1 5	1. 1 1	1. 1 4	1. 1 3	1. 1 2	1. 1 0
	学校薬剤師の率	1. 1 5	1. 1 3	1. 1 0	1. 0 8	1. 0 6	1. 0 5
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 0 5	1. 0 4	1. 0 9	1. 0 9	1. 1 0	1. 0 8
	学校薬剤師の率	1. 0 5	1. 0 5	1. 0 5	1. 0 5	1. 0 4	1. 0 3
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	学校医及び学校歯科医の率	1. 0 5	1. 0 4	1. 0 3	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 4
	学校薬剤師の率	1. 0 5	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 1	1. 0 2	1. 0 2

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第5の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成2年10月から令和8年3月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成2年10月1日から令和8年3月31日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。